

田子町定住移住促進通勤支援・申請のお知らせ

① の対象となる方の条件

- (1) 令和4年4月1日及び書類申請時において田子町に住民登録があり、なおかつ継続的に田子町での居住実態があり、**田子町外で就労している方**。 ※住所はあるが、町外に住んでいる方は申請できません。
- (2) 申請者は、令和4年1月から12月まで、**継続して町外において就労**していること。(※勤務期間中、雇用保険加入が必須です)
※ 実働1週間20時間以上かつ1ヶ月80時間以上の月が年間9ヵ月以上就労の実態があること。
※ 産休は就労として扱いますが、求職その他育児休業・介護休暇中は就労しているとみなしません。
- (3) 給与所得の源泉徴収票の交付を受けていること、または所得税の確定申告を行っていること。
- (4) 田子町の全ての税金や利用料を申請時に滞納していないこと。
※ 自営業の事業主であって、町外に事業所があり通勤している場合は対象。
※ 在宅勤務者は対象外。
※ 申請する方の町税などの納付情報を調査すること及び勤務地の把握のために必要な就業先から勤務地の証明書を提出することに同意できる事が条件。
※ 年齢基準日は、令和5年1月1日現在となります。

②助成金の額

- (1)支給額 40,000円 ※12ヶ月間の就労が条件
A.令和5年1月1日現在で、町内に在住する中学生までの子どもを扶養している方
B. " 現在で、18歳までの養護学校、施設等に入所の子どもを扶養している方
- (2)支給額 30,000円
年齢基準日に満50歳未満の方で、9ヶ月以上の就労実績のある方で(3)以外の方
- (3)支給額 25,000円
学卒等による新規就労者であって、4月から12月まで7ヶ月以上就労をしている方

③申請書類(以下の様式により提出)

- (1)様式第1号「田子町定住移住促進通勤支援事業助成金交付申請兼請求書」
- (2)様式第2号「就労状況等証明書」 **勤務先より、令和5年1月1日以降の日付で証明された証明書が必要**
・令和4年の源泉徴収票または所得税の確定申告書の写し
・新規申請の(※昨年度申請していない方)場合は、申請者本人の通帳の写し(表紙、表紙の裏面見開き)
※ 転職などで複数の職場に勤めた方は、複数の勤務先からの「就労状況等証明書」及び源泉徴収票を添付してください。

◎町外の中学校および養護学校や施設等に通う学生を扶養している場合は、各学校の在学証明書を添付してください。

◎家族内で複数人申請する場合などは、この様式を両面コピーしてご使用下さい。なお、役場住民課子育て定住移住支援室にも申請様式を準備しております。また、田子町のホームページからも様式をダウンロードできますので是非ご利用下さい。

●申請期間

令和5年1月10(火)～令和5年2月13日(月)迄【期限厳守】

●その他

審査の上、決定または不決定通知書を交付し、その後申請者の口座に4月末日までに振り込みます。

問い合わせ・申請先

田子町役場住民課・子育て定住移住支援室 電話 0179-23-0678(直通)
受付時間 平日の午前8時15分から午後5時迄

※午後5時以降に申請書を提出したい方は、必ず前日迄にお電話にてご連絡下さい。